

スポーツ

ヤマト市民体育館前橋

各種教室を開催します。

日時 Ⅱ 下表のとおり
会場 Ⅱ ヤマト市民体育館前橋
ウリリングはエメラルドボウル、
国領町二丁目
対象 Ⅱ 中学生以下を除く(ベビ
ーを抱っこしてエクササイズは
2歳児までと保護者、ボウリン
グは18歳以上。各抽選)
費用 Ⅱ 各4,000円(ボウリ
ングは5,000円と貸靴代1
回300円、バドミントンは3,
200円、テニスは3,000
円、キッドピクス・幼児体育は
各2,000円)
申 8月16日(火)(必着)までに往
復ハガキで(1人1通。太極拳
と幼児体育は1人1コース)。
教室名・住所・氏名・年齢・電
話番号を記入し、〒371-0
816上佐鳥町460-7・ヤ
マト市民体育館前橋へ

スポーツ大会情報

- 中学生バレーボール(8月27日(土)・28日(日)、ヤマト市民体育館前橋)
●ソフトバレーボール(9月4日(日)、宮城体育館)
●レディースバレーボール(9月18日(日)、ヤマト市民体育館前橋)
●陸上(9月25日(日)、前橋総合運動公園)
●実業団・クラブバレーボール(10月2日(日)、日吉体育館)

詳しくはヤマト市民体育館前橋(☎027-265-0900)に問い合わせるか、本市ホームページをご覧ください。

大渡体育館

□日体大生が教えるトランポリン
日時 Ⅱ 9月3日(土)午後3時~4時30分
対象 Ⅱ 市内の小中学生、先着40人
申 8月31日(水)までに県体操協会トランポリン部☎027-210-8575へ

その他の施設

前橋総合運動公園

□テニス
日時 Ⅱ 8月22日(月)~9月8日(木)の月曜6回、午後6時45分~8時45分

女性起業家の夢を応援します

創業センター(千代田町二丁目7-10)で、きらきら輝く女性の夢起業セミナーを開催。地元で活躍する女性経営者の講演や座談会、ランチミーティング、経営講義などを行います。
日時 Ⅱ 9月4日~10月30日の日曜5回、午前10時30分~午後4時
対象 Ⅱ 起業予定か起業して5年

心をつなぐ手話の入門講座

手話の入門講座を開催します。
日時 Ⅱ 9月10日~11月12日の土曜7回、午前10時~正午

心をつなぐ手話の入門講座

以内の女性、先着30人
費用 Ⅱ 5,000円(駐車場代、昼食代は自己負担)
申 8月30日(火)までに同センター☎027-289-9666へ

老人福祉センター

65歳未満は要入場料(ふじみは60歳未満)

他にもイベントがたくさん。詳しくは各館へ問い合わせてください。

しきしま ☎027-233-2121

■らくらく社交ダンス

日時=8月25日~11月24日の木曜6回、午後1時~3時
対象=一般、先着30人

申 8月18日(木)から同館へ

ひろせ ☎027-261-0880

■健康教室「ピンシャン体操再発見！」

日時=8月10日(水)午後1時30分~3時
対象=一般、先着30人

申 8月8日(月)から同館へ

おおとも ☎027-252-3077

■転倒予防体操

日時=8月30日(火)午後1時~2時

対象=一般、先着30人

申 8月23日(火)から同館へ

かすかわ ☎027-285-3801

■ベビーダンス

日時=8月23日(火)午前10時30分~正午

申 8月8日(月)から同館へ

ふじみ ☎027-288-6113

■ママとベビーのリラックスサロン

日時=8月19日(金)午前10時30分~11時30分

申 8月8日(月)から同館へ

Table with 4 columns: 教室名, 期日, 時間, 定員. Lists various classes like 健康たいそう, キッドピクス, ピラティス, 太極拳, etc.

講座・教室

新しい食品表示制度を学ぼう

昨年4月施行の食品表示法の変更点や表示方法を学びます。
日時 Ⅱ ①8月30日(火)②9月1日(木)③2日(金)、午後1時30分~3時30分

中央公民館

はぐはぐ教室お父さん講座を開催します。調理実習で、卵・牛乳・小麦の食物アレルギーに対応したおやつレシピを学びます。
日時 Ⅱ 9月22日(木)午前10時~正午
会場 Ⅱ 前橋プラザ元気21

怒鳴らない子育てを学ぶ

怒鳴ったり叩いたりせずに子どもを育てる方法を学ぶ講座を開催します。
日時 Ⅱ ①9月13日~11月22日の火曜6回②9月15日~11月24日の木曜6回、午前10時~正午
会場 Ⅱ 前橋保健センター
対象 Ⅱ 5歳~小6の子を持つ保護者、先着各5人
申 8月8日(月)~26日(金)に子育て支援課☎027-220-5702へ

前橋テルサ

フィットネス&カルチャースクールを開催します。
講座名・期日 Ⅱ (基礎から始める話し方 会話術入門) 9月3日(土)
同館へ

税

固定資産の名義変更忘れぬ

土地や家屋などの固定資産を所有している人が亡くなったときは、名義変更の手続きが必要です。登記してある場合は、法務局に相続登記の申請をしてください。登記していない場合は、未登記家屋所有者変更申請書を市役所資産税課に提出してください。

また、名義変更を行うまでは、相続人の中から代表者を選び、現所有者申告書を市役所資産税課か大胡・宮城・粕川・富士見支所へ提出してください。
資産税課 ☎027-898-6216